

明るい商店街づくりを支援します！

◆省エネルギー型街路灯整備事業

【事業概要】

エネルギー対策と商店街の電気料負担の軽減を図るため、商店街団体のLED街路灯の設置等について費用の一部を補助します。

【補助内容】

対象事業	補助率	補助限度額
省エネルギー型街路灯整備事業	4分の3	1基につき280,000円 ただし照明部分のみの整備は 1基につき230,000円

※ 補助金は予算の範囲内での交付となりますので、商店街団体は、事前に商工振興課にご相談ください。

◆環境施設整備事業

【事業概要】

明るい商店街で楽しく買い物していただくために、商店街団体が設置・維持管理する施設整備の一部を補助します。

【補助内容】

対象事業	補助率	補助限度額
街路灯電気料補助事業	8月分の街路灯電気料 ×12か月×5分の3	なし
ベンチや花壇など	2分の1	1事業につき750万円
アーケード大規模改修事業費 (補助対象経費が1千万円以上のもの)	2分の1	1事業につき750万円

※ 電気料補助の対象となる街路灯は、商店街団体もしくは街路灯管理組合が維持管理、電気料の支払いを行っている街路灯です。個人や個店で管理している街路灯は補助対象外です。

※ 当事業によって整備した施設の再整備(修繕等)の補助率は20%以内とし、3年を経過したものでなければ補助申請はできません。ただし、上記「街路灯整備事業」のうち省エネルギー型でないものは再整備の対象となりません。

※ 補助金は予算の範囲内での交付となりますので、商店街団体は、事前に商工振興課にご相談ください。